

滝川市生活応援クーポン券概要

1. 使用 方法 1,000円の会計毎に、1枚500円のクーポン券が使用出来ます。
(使用例)
 - ・ 1,000円～1,999円の会計の場合
⇒ クーポン券(500円)1枚まで利用可能 ⇒ 500円の割引
 - ・ 2,000円～2,999円の会計の場合
⇒ クーポン券(500円)2枚まで利用可能 ⇒ 1,000円の割引

※従来の商品券とは使用方法が異なります。

**※クーポン券は令和5年6月1日時点で滝川市に住民登録のある世帯主に、
額面総額10,000円(500円×20枚)のクーポン券を滝川市が発行し
日本郵便㈱が各世帯に郵送予定です。**
2. 使用 期間 令和5年8月1日(火)～令和5年12月31日(日) 5ヶ月間
参加店の皆様は会計の際に1,000円毎に500円のクーポン券を受け取り下さい。クーポン券は、下記に掲載のとおり換金出来ます。
3. 用 途 食料品・衣料品・家具・家電等物販、タクシー、理美容、レストラン・居酒屋等飲食店のほか家の修繕など日々の暮らしに係るお支払いに利用
4. 参 加 資 格 滝川市内に店舗又は事務所を有する事業所
 - ・ 滝川商工会議所会員・江部乙商工会会員・滝川市商店街振興組合連合会会員
 - ・ 実行委員会が認めた事業所(ただし、滝川商工会議所・江部乙商工会・滝川市商店街振興組合連合会会員有無及び大企業等には換金手数料に差異があり。)
5. 参 加 条 件
 - ・ 滝川市生活応援クーポン券は、現金と同様に扱う。
 - ・ 換金の際、所定の手数料を支払う。
 - ・ 割引商品にも使用できる。
 - ・ 各店独自等のポイント加算は参加店の自由とする。
 - ・ 参加店自らの事業上の取引には使用できない。(商品仕入れなど)
 - ・ 売掛金等の入金には使用できない。
 - ・ 参加店は、店頭「参加店証」を掲示する。
 - ・ 利用者から受け取った商品券には、事業所印を押印する。
 - ・ 他事業所の押印のある商品券は受け取りを拒否する。

- ・偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに実行委員会事務局に申し出る。
- ・ビール券、図書券、他の商品券や切手の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- ・参加店が自らの世帯に配布されたクーポン券の直接換金は禁止する。

6. 換金手数料
- | | | | |
|---------------------------------|----------|------|---|
| ①滝川商工会議所、江部乙商工会、滝川市商店街振興組合連合会会員 | ・・・ | 無 | 料 |
| ②上記団体の非会員で、資本金1千万円以下の事業所 | ・・・・・・・・ | 2.0% | |
| ③上記団体の非会員で、資本金1千万円超の事業所 | ・・・・・・・・ | 5.0% | |
7. 換金場所
- 滝川商工会議所、江部乙商工会
8. 換金期間
- 令和5年8月1日(火)～令和6年1月31日(水) 6ヶ月間
- *土・日・祝日・年末年始を除く9時から15時(ただし12時から13時を除く)
9. 申込方法
- 「参加申込書」に必要事項を記入の上、滝川商工会議所、又は江部乙商工会に提出。
10. 申込期日
- 令和5年7月3日(月) (第1次締切り)
11. その他
- 上記以外ご不明な点は、滝川商工会議所ホームページ内の「滝川市生活応援クーポン事業参加店募集・換金に関する規約」をご覧ください。